

特約の変更に関する特約(01) 目次

第1条 特約の締結	第5条 旧特約への復旧
第2条 新特約の責任開始期	第6条 主契約に通院特約等が付加されている場合の特則
第3条 旧特約の消滅	
第4条 旧特約との関係	

特約の変更に関する特約(01)

第1条 (特約の締結)

- ① この特約は、すでに主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加されている特約（以下「旧特約」といいます。）について、次の変更をするときに締結します。
1. 新災害入院特約(87)または災害入院特約を災害入院特約(01)に変更するとき
 2. 新疾病医療特約(87)、疾病医療特約または手術給付金付疾病入院保障特約を疾病医療特約(01)に変更するとき
 3. 新成人病医療特約(87)、成人病医療特約または成人病特約を成人病医療特約(01)に変更するとき
 4. 女性疾病医療特約を女性疾病医療特約(01)に変更するとき
 5. 新こども疾病医療特約(87)、こども疾病医療特約またはこども手術給付金付疾病入院保障特約をこども疾病医療特約(01)に変更するとき
 6. こども災害入院特約(87)をこども災害入院特約(01)に変更するとき
- ② 変更後の特約（以下「新特約」といいます。）については、この特約に別段の定めのないときは、新特約の定めを準用します。

第2条 (新特約の責任開始期)

会社は、新特約への変更を承諾した場合には、次のいずれか遅い時から新特約における責任を負います。

1. 第1回保険料を受け取った時
2. 告知が行われた時

第3条 (旧特約の消滅)

会社が新特約への変更の申込みを承諾したときは、旧特約は新特約の責任開始と同時に消滅します。この場合、旧特約の解約返戻金相当額を保険契約者に支払います。

第4条 (旧特約との関係)

旧特約において告知義務違反による解除の理由があるときは、会社は旧特約の規定に準じて新特約を解除することができます。

第5条 (旧特約への復旧)

- ① 新特約について次に定める理由が生じた場合、会社の指定する日までに保険契約者から申出があったときには、変更がなかったものとして新特約を旧特約に復旧させるものとします。
1. 変更の際の告知義務違反により新特約が解除される時
 2. 新特約の責任開始期前の原因が生じていたことにより、新特約による給付金が支払われないときまたは新特約の保険料の払込みが免除されないとき
- ② 前項の場合、次の第1号の金額から第2号の金額を差し引くものとし、その結果余りがあるときは、保険契約者に払い戻します。ただし、旧特約において給付金の支払理由が生じているときは、新特約の給付金の受取人に支払います。
1. 新特約について払い込まれた保険料の合計額
 2. 変更の際に会社が保険契約者に払い戻した旧特約の解約返戻金相当額および変更時から復旧時までの期間中に払込期月の契約日の応当日の到来した旧特約の保険料の合計額
- ③ 前項第1号の金額が前項第2号の金額に不足するときは、次のとおり取り扱います。
1. 保険契約者は、会社の指定する日までにその不足額を払い込んでください。払込みのないときは、旧特約への復旧の取扱いを行いません。
 2. 前号にかかわらず、旧特約において給付金の支払理由が生じているときは、給付金から不足額を差し引きます。ただし、支払金額がその不足額になお不足するときは、前号に定めるところにより取り扱います。
- ④ 第1項により復旧した旧特約の給付金の受取人と新特約の最終の給付金の受取人が異なるときは、旧特約の給付金

の受取人は新特約の最終の受取人に変更されたものとします。

第6条（主契約に通院特約等が付加されている場合の特則）

主契約に通院特約またはこども通院特約が付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 通院特約が付加されている場合

イ. 通院特約の定め適用に際しては、「新災害入院特約(87)」を「災害入院特約(01)」と、「新疾病医療特約(87)」を「疾病医療特約(01)」と読み替えます。

ロ. 主契約の被保険者の入院給付金の通算支払日数が限度に到達した場合の取扱いに関する定めについては、「700日」を「1000日」と読み替えて適用します。

2. こども通院特約が付加されている場合

イ. こども通院特約の定め適用に際しては、「新こども災害入院特約(87)」を「こども災害入院特約(01)」と、「新こども疾病医療特約(87)」を「こども疾病医療特約(01)」と読み替えます。

ロ. 被保険者の入院給付金の通算支払日数が限度に到達した場合の取扱いに関する定めについては、「700日」を「1000日」と読み替えて適用します。